

秋田市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、秋田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織および委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

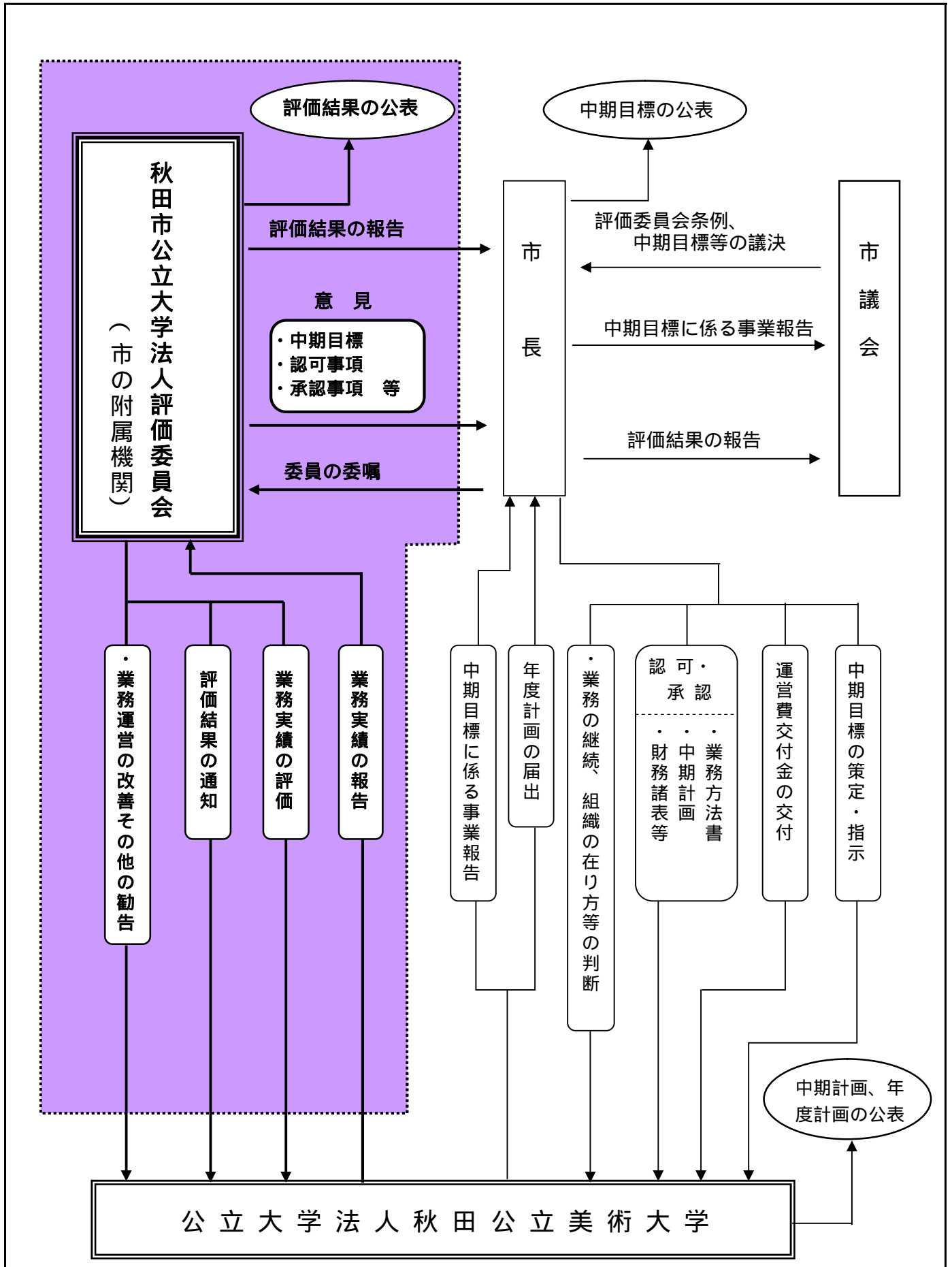
(委員会の招集)

2 この条例の施行後最初に開催される委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

提案理由

公立大学法人評価委員会の組織等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

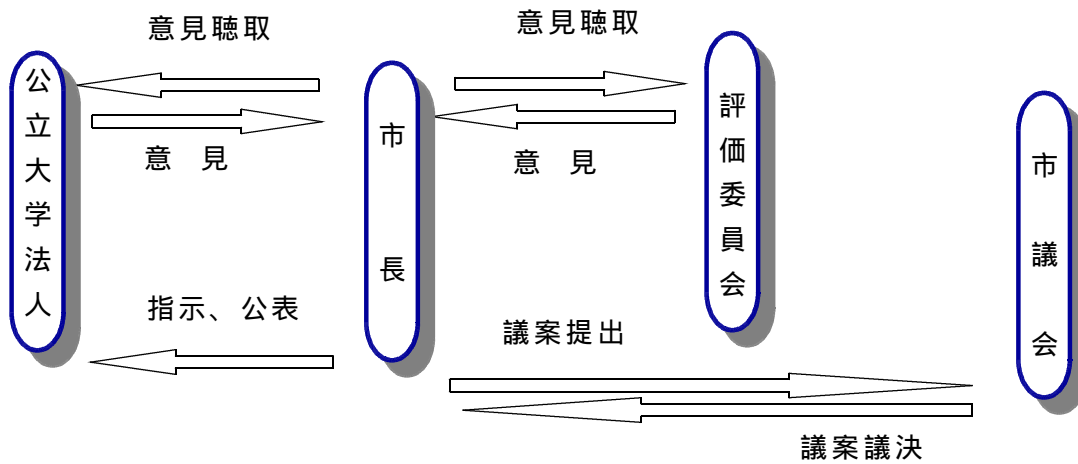
秋田市公立大学法人評価委員会（フロー図）



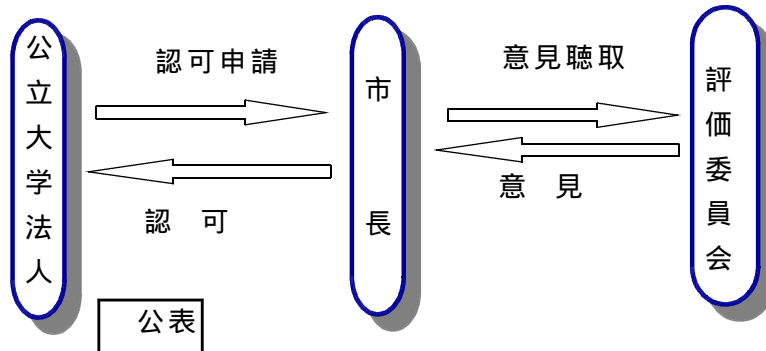
公立大学法人における目標・評価のイメージ

中期目標、中期計画、年度計画について

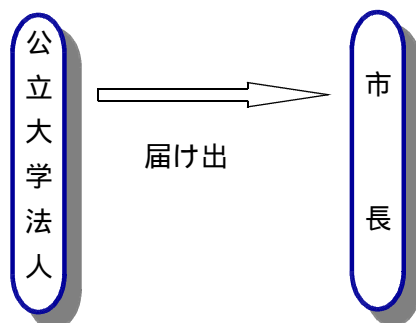
《 中期目標 法第 25 条、第 78 条 》



《 中期計画 法第 26 条 》

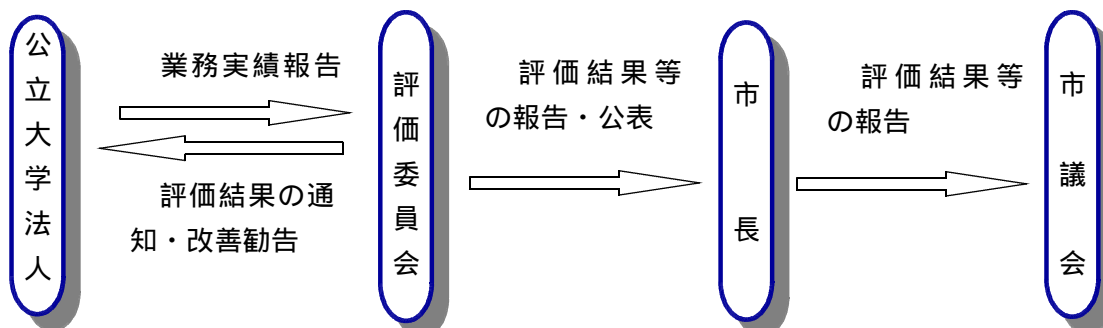


《 年度計画 法第 27 条 》

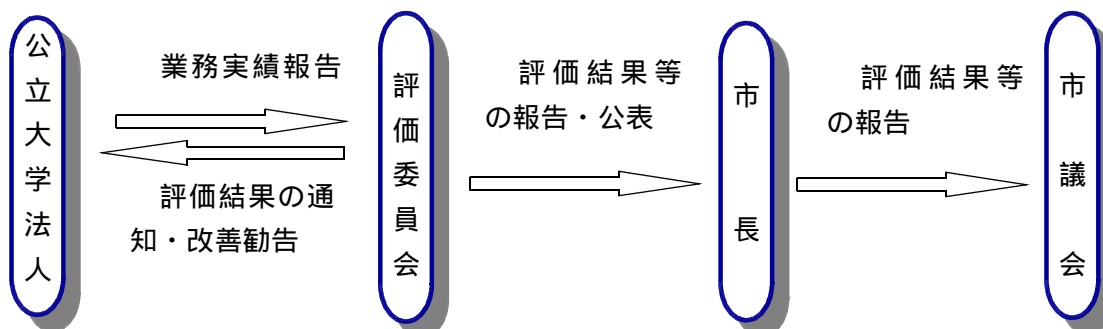


業務実績の評価、評価結果に基づく業務運営の改善

《 各事業年度に係る業務実績評価 法第 28 条 》

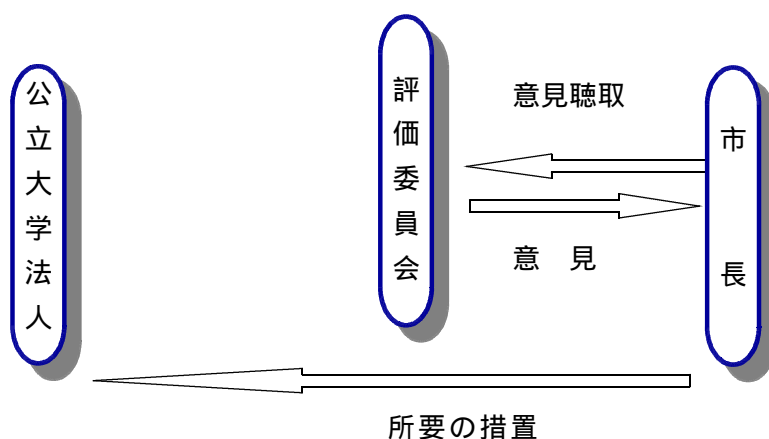


《 中期目標に係る業務実績評価 法第 30 条 》



評価に当たっては
認証評価機関の評価を踏まえる。

《 組織、業務の全般にわたる検討 第 31 条 》



秋田公立美術大学設置基本構想

目 次

	(頁)
1 4年制大学設置の意義および必要性	
(1) 設置の意義	1
(2) 設置の必要性	1
2 秋田公立美術大学の概要	
(1) 基本的な理念	3
(2) 学部・学科等の構成と入学定員	4
3 教育・研究体制	
(1) 教育方針	4
(2) 教育内容と機能	5
(3) 教育課程の編成と特色	7
(4) 教員組織	9
4 他大学や民間企業との連携	9
5 入試制度および就職	
(1) 入学者の選抜方法	9
(2) 就職	10
6 キャンパスの整備方針	11
7 大学の名称と開学の時期	11
8 公立大学法人化の必要性とその方向性	
(1) 公立大学法人化の必要性について	11
(2) 公立大学法人化の方向性について	12

1 4年制大学設置の意義および必要性

(1) 設置の意義

東北、秋田の地は古代に出羽柵が置かれ、北辺の政治や交易、大陸との外交窓口の拠点であり、中世には三津七湊の一つに数えられる全国有数の港町、また地域の政治・経済・文化の中心として繁栄し、近世には北前船航路や雄物川水運の物流拠点としても発展してきた。こうした歴史を有する秋田には、そのにぎわいや活発な交流がもたらした豊かな文化・様式・技術などが今日も残されている。

豊富な米・ハタハタ、生産が盛んな酒、漬物、しょつつるといった発酵食品、それらが織りなす素朴で多様な食文化、独特の様式で五穀豊穡を祈る竿燈まつり、秋田蘭画、銀線細工、杳目銅、秋田蒨摺りといった地域の特産物と独自の手法が融合した美術・工芸など、全国に類を見ない特徴を持つものが多い。

現代は、古来より育まれてきた地域固有の社会、慣習、生活、文化などが均質化し、特徴が薄れつつある時代と言えるが、このような時代、土地だからこそ、そこに根づいているローカルな価値観を見直し、今日の文化や芸術として復興したうえで、芸術的表現を通じ、誇りを持って日本全国、世界に発信していくことは、文化の多極化・多元化を容認する本来の意味での豊かなグローバル文化の形成に寄与することにつながると考えられる。

4年制の美術系大学を設置することには、秋田の文化・芸術の発展に新しい指針を与えるだけでなく、その手法の成立は他の固有文化を持った地域にとっても有意義なことであり、また、そうした大学の存在自体が秋田、あるいは東北にとっても一つのブランド・魅力となる可能性を秘めている。

(2) 設置の必要性

ア 芸術・文化をいかしたまちづくり

秋田市においては、長引く不況による経済活動の停滞、少子高齢化の進行、まちの顔である中心市街地の空洞化などにより失われつつある元気を取り戻すべく、様々な資源を活用しながら、「にぎわい」や「秋田市らしさ」を創造し、秋田市オリジナルのブランドづくりや都市イメージの向上により、市民が誇れる魅力あるまちづくりを進め、人や企業の定着と交流を促し、都市としての成長につなげることが必要と考えている。

そのため、平成23年4月よりその計画期間を開始した秋田市の新たな総合計画「県都『あきた』成長プラン」において、成長戦略「都市イメージ『ブランドあきた』の確立」の中に、重点プログラムの一つとして「芸術・文化によるまちおこし」を盛り込んでいる。

このように、芸術・文化をいかしたまちづくりを進めることによって、地域としてのアイデンティティを再発見し、新たな価値観を創出できる可能性を秘めながら市民の精神的な欲求の充足を満たし、経済的な物差しだけでは測れない心の豊かさを手に入れることができるようになると考えている。

イ まちづくりの中核としての存在

従来の大学は学問自体の研究・発展を目的としてきたが、新たに設置を目指す大学には、公立大学として秋田市の芸術・文化をいかしたまちづくりの中核の役割を担わせ、大学の中だけで完結するのではなく、地方都市である秋田を構成する一部分に自らを位置付け、秋田の芸術・文化の探求・創造も行う必要がある。同時に、新大学は、美術・工芸・デザインを単なる芸術鑑賞の対象としてのみ扱うのではなく、広く社会に貢献できる一つ的手段として捉え、住みやすく人にやさしい街づくりや新たな商品開発といった分野への支援機能も必要である。

加えて、伝統的工芸品産業や製造業などのデザインと製品開発力の水準を高め、ものづくりの振興を図るためのコンサルタント・シンクタンク的な役割を産学連携として担うことが求められている。

大学で習得した技術や専門性を生かせる職種につけるような力を貯え、その力を発揮できるような進路に進ませるためにも、社会で求められている4年制教育は必要である。

ウ より高い次元での教育目標を達成するための必要性

秋田市が地域の経済・文化・芸術を再生するためには、地域の歴史文化に学んだ美術・工芸の制作、そして地場産業を生かしたデザイン製品の「秋田ブランド」化など、秋田の芸術創造を担える人材の育成が不可欠である。また、そうした成果物の日本国内や世界における存在感を高めることのできる人材、さらに秋田の文化芸術政策を立案・実現できる指導者を養成することが喫緊の課題となっている。

このような地域の芸術・文化・教養の深化に寄与し（地方都市の文化を発展・深化させる「知の原動力」となるような）、地域・社会・産業に貢献できる人材を育成するという教育目標をより高い次元で達成するためには、短大の2年間という修学期間では不十分である。

特に芸術系の人材育成については、社会で必要とされる一般教養に加え、専門知識・技術習得の範囲と求められるレベルが高く、2年間では専門職又は一般職としても十分な知識と技術を身に付けることができない。企業の採用選考時期の早期化に伴い、1年生の後半から就職活動を開始し、その後の1年半は学業に集中できない傾向にある。実質的に学べる期間を大幅に伸ばし、学生が社会に出るための準備を保障する環境を整備するため修業期間は4年とすることが必要である。

エ 少子高齢化および高学歴志向への対応の必要性

18歳人口が減少する中、近年の短期大学の減少と4年制大学の増加に示されるとおり、大学全入時代に伴う学生や親の高学歴志向が高まっている。そのニーズ

に 대응するためにも、4年制教育は必須であり、大学としての競争力を高め、高学歴志向の学生や親からの支持を集めることが必要である。

オ 学生の就職市場における必要性

美短卒業生の就職率（就職者／就職希望者）は、平成17年度93.5%だったものが平成22年度には72.1%と大幅に減少しているが、これは現在の就職市場において、短大卒業生よりも即戦力となる4年制大学卒業生が求められていることも大きな理由の一つになっている。

大学で習得した技術や専門性を生かせる職種につけるような力を貯え、その力を発揮できるような就職に進ませるためにも、社会で求められている4年制教育は必要である。

2 秋田公立美術大学の概要

(1) 基本的な理念

秋田公立美術大学は次の基本的な理念に基づく。

ア 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学

近代日本の芸術教育において、「日本画」「油画」「彫刻」「工芸」「デザイン」「建築」等の区分が固定され、西洋近代的なものとは日本古来のものが並行的に同居している状態を見直し、現代日本に合った価値観に再構成するとともに、新しい芸術的価値を生み出し、発信することに積極的に挑戦する。

イ 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学

「地方都市のアイデンティティを再発見し、新たな価値観を創出する」というビジョンと、「地域の多元化そして深化こそ豊かなグローバル文化を形成する」という理念に基づき、秋田における芸術創造と人材養成を実現することを通して、芸術の「地方分権」を魁ける。

また、秋田が歴史的に培ってきた伝統的な文化、生活様式、技術などを掘り起こし、その芸術的価値を再評価し、現代の秋田にいかすとともに、芸術・デザイン分野における新たな展開をもたらす、いわば地域のルネッサンスを目指す。

ウ 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学

再構成された芸術領域と地域の芸術・文化に対する深い理解や、「世界」に触れる機会・交流を持つことを基盤として、変化しつづける芸術表現の中で、アーティストあるいはデザイナーとしてその潮流をリードするために必要な、多様なルーツと出会い、価値の多様性を認め、共有できる柔軟な思考を持ち、新しい表現を模索しながらグローバルに活躍できる人材を育てる。

また、大学自体も、豊かなグローバル文化の形成を目指して、秋田に残る文化

・芸術を再評価し、現代に通じるものとして復興しながら、先鋭的な芸術表現により世界に向けて新たな価値観を発信していく。

エ まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

公立大学の責務として、教員全員が自らの専門領域に由来する社会貢献事業を進めるとともに、県内外の大学、民間企業、小・中・高の各学校、美術館等の社会教育機関との連携を積極的に図りながら、地域ブランドの開発や地場産業の振興、芸術活動の展開などに力を発揮し、地域の活性化に貢献できる人材を育てる。

(2) 学部・学科等の構成と入学定員

1学部（美術学部）と社会貢献センターで構成する。美術学部には、1学科（美術学科）を置き、美術学科は5専攻と美術教育センターで構成する。

また、学生の定員については、1学年あたり100人とし、他に3年次編入枠（10名程度）を設けることとする。

3 教育・研究体制

(1) 教育方針

ア 土地の歴史文化に根ざした芸術の創造

美術やデザインの芸術創造は、自分の属する地域社会や国家の歴史に堆積されてきた文化的地層を掘り起こし、そこに創造の源流を見出すことが重要であるという考え方から、地域の「良さ」や「美しさ」を再発見する眼を育む。

イ 秋田に新しい種を蒔く芸術の創造

(ア) 新しい芸術表現の模索と実践

19世紀の西洋で誕生した「近代芸術」や「近代デザイン」が提唱してきた「個の表現」という価値に代わる芸術的価値の模索は、20世紀後半以来大きなうねりとなり、文化人類学、オリエンタリズム、アジアにおける国際美術展覧会の開催など、文化多元主義の思想潮流の中で、クールジャパンと総称されるサブカルチャーに由来する芸術表現など新しい方向へと向かいつつある。こうした芸術の変容を、従来の絵画、彫刻に加えて、様々な素材（物質）やデジタルメディアなどを媒介にして担う人材を育成する。

(イ) デザイン技術の習得とその新しい応用

タイポグラフィ、イラストレーション、コンピュータグラフィックス、そして、広告・パッケージ・ウェブ、編集の各デザインにおける新しいスキルを習得し、それをツールにして、地場産業の「地域ブランド」化をはじめとする地域活力の向上に寄与する人材を育成する。

ウ 多様な価値を交換・共有できる能力の育成

「地方文化の自立自存」あるいは「芸術の地方分権」と、地方ごとの多様な暮らしを認め共有し合う「共生社会」の創出は、文化と芸術の今日的動向にとって表裏一体の関係になっている。したがって、変動しつづける芸術表現の中で、アーティストあるいはデザイナーとして頭角をあらわし、その潮流をリードするためには、現代芸術の多元性を学ぶことだけでは不十分であり、異質な価値を抱く個人や社会と、その価値を交換・共有し、「公共のアイデンティティ」を創出する能力を持った人材を育成する。

エ 芸術創造を実践する計画の立案

地域の文化や芸術のあり方を調査研究し、アーティストやデザイナーの活動と地域の要望とを連携させる人材を育成する。

オ 美術・工芸・デザイン分野の教育者と研究者の養成

教育体系には、中学・高校の教員養成課程、および博物館・美術館等の学芸員養成課程を組み込む。これら資格取得課程の導入は、学校教員や博物館・美術館学芸員への道を開くだけでなく、幅広い教養を身に付ける過程、美術教育機関に準ずる一般企業への就職および社会教育の場における活動に適応できる人材を育成する。

(2) 教育内容と機能

ア アーツ&ルーツ専攻

秋田という地域社会に歴史的に培われてきた固有の文化を掘り起こし、その再解釈に基づいた芸術表現を探求することを目的とする。

その目的のもとに、地域の文化や歴史をルーツとした新たな現代表現の基礎となる「芸術理論」「フィールドワーク」、日本固有の各素材・技法や現代的なメディアに基づく視覚表現を幅広く理解するための「実技」を統合的に学ぶ。

イ ビジュアルアーツ専攻

現代の美術におけるさまざまな傾向を対象とし、そこに現れつつある新しい表現を模索することを目的とする。

その目的のもとに、油画を主とする現代絵画、さまざまな物質を使った立体作品・インスタレーション、デジタルメディアを使う映像表現等を基盤としながらも、ジャンル、形式、媒体によって限定せず、ポップ・アートの発想も取り入れながら、作品を制作する。

ウ ものづくりデザイン専攻

地域に歴史的に蓄積されてきた固有の素材、技術、意匠を、職人の手わざを再

評価し始めた現代の工業デザイン思想によって再解釈し、地方色豊かな新製品の提案を行うことを目的とする。

インテリア製品、家具、テーブルウェア、服飾、装身具、置物等の多様な製品を対象とし、それらを使い捨てではなく、世代を超えて末永く愛される生活耐久財として制作する。また、それらを共通するコンセプトによって統一し、独自のブランドとして社会に提供することを視野に入れる。

エ コミュニケーションデザイン専攻

視覚媒体による情報伝達を目的とした「デザイン表現」に、現代、求められている地域のブランドデザイン・広告・テレビCM・サイン計画・ウェブサイトなどを企画立案する表現力を身に付けることを目的とする。

その目的のもとに、ポスター、イラストレーション、タイポグラフィ、映像デザイン、コンピュータグラフィックスなどのツールを習熟する。

オ 景観デザイン専攻

「美しいまちなみや風景のデザイン」を通して、そこに暮らす人々が土地の歴史・文化や地域産業、環境に魅力を感じ、いつまでも住み続けたいと思うような、「快適で満足感を生むまち」「地域内外の人を惹き付け、心地良い落ち着きとにぎわいに溢れた美しいまち」を作り出すことを目的とする。

その目的のもとに、まちづくりの目標を設定し、それを達成するための課題を考究し構想としてまとめることや、まちづくりに関する諸課題に対する解決方法をデザインの視点でアイデア展開し、美しく快適でにぎわいに溢れたまちづくりを実現するための計画作成に関する企画・提案・実行を可能とする知識・手法を学ぶ。

カ 美術教育センター

美術教育センターは、各専攻における専門教育の補完、「人間と社会のありかたに結びついた美術の意義を洞察し把握する力」と「創造的思考を明確に表現し伝達する力」の養成、芸術を通して地域の社会発展に関わろうとする学生への就業支援、美術とその成果である文化財についての幅広い教養に裏づけられた人間形成に携わる教育者の育成を目的とする。

その目的のもとに、美術理論・美術史・デザイン史など美術の理論と歴史の専門分野、情報リテラシー、外国語学などの教養分野、キャリア教育科目を学ぶとともに、中学校教諭一種免許（美術）、高等学校教諭一種免許（美術・工芸）、博物館学芸員資格を取得する。また各種科目開講にあたっては、県内外の他大学との連携・協力関係を強めていく。

キ 社会貢献センター

以下のような社会貢献事業を一元的に支援する機能を担うセンターを設ける。

- (7) 大学に集積された美術・デザインの「知」をいかして、多種多様な企業や行政との共同研究や共同開発を行う「産学官連携事業」
- (イ) 大学における美術・デザインの意匠管理、知的財産の地域産業に対する適切な活用の促進、学生や市民向けのセミナー等の開講による美術・デザイン分野の知的財産に関する啓蒙活動を行う「知的財産の管理事業」
- (ウ) 大学主催の講座やアートスクールの開講、大学・地元企業・自治体の連携、大学から企業へのインターンシップ派遣、芸術作品の貸与などを行う「地域連携事業」
- (エ) 高校生が大学の授業を体験できる高大連携講座、高校の美術教員が専門的な実技を高校生に提供する美術系大学進学実技講習会の開講支援など、次世代の若者が芸術に親しみ、芸術振興に寄与する活動を行う「高大連携事業」
- (オ) こどもアートスクール、社会人アートスクール、デッサンスクールなどの美術を身近なものとして関心を高めていくような企画

こうした社会貢献センターの支援機能は、大学の地域・社会に対する貢献を実効性あるものとし、「地域ブランドの開発や芸術活動の展開などに力を発揮し、地域の活性化に貢献できる人材を育てる」という理念を果たすことにもつながる。

(3) 教育課程の編成と特色

ア 教育課程

大学の理念を実現するため、教育課程に次のような科目群を設ける。

(7) 教育科目群

幅広く深い教養、および豊かな人間性を涵養するための科目群であるのみならず、3年次から所属する各「専攻」の専門教育へと導く助走路としての役割を担う科目群。東北・秋田ならではの独自の様式・手法を持つ美術・工芸・文化を題材にした特徴ある科目、国際化に対応した外国語コミュニケーション能力を育成するための科目、情報化に対する科目、健康的生活を見据えた保健体育科目も含む。

(イ) キャリア教育科目群

3年次から所属する各「専攻」における専門教育を、卒業後の社会的自立あるいは専門性を生かした就業へと結びつけていく、即効性および実践力を重視

した職業教育を行う科目群。

(ウ) 専門科目群

大学における各「専攻」の専門教育を特色づける科目群。位置付けの違いによって「専門共通科目」と「専門専攻科目」に再分類する。

a 専門共通科目

各「専攻」の専門教育を補完し、さらに各「専攻」に所属する学生が自由に選択することによって、各「専攻」の専門教育が分野限定的に自己完結することを防ぐ科目群。1年次と2年次の学生に、早い段階から専門的な教育を提供する役割も担う。

専門的な知識・技術は当該専門分野内においてのみ占有され、「縦割り」の傾向が強かったことから、「専門共通科目」という形により学生全員が学ぶことを可能とすることで、自らが専門とする分野とは異なる分野の専門的知識・技術を習得し、表現の幅を拡大させることを意図している。

b 専門専攻科目

各「専攻」の専門教育を担い、かつ秋田公立美術大学の教育を特色づける科目群。専門制作を学ぶ「演習」、4年間の集大成としての作品制作や研究を行う「卒業研究」を中心にして構成する。

イ 学びのプロセスにおける専攻・センターの位置づけ

(7) 学科全体で募集する総合入試により入学した学生は、1・2年次に、専門科目について、「絵画」「彫刻」「工芸」「デザイン」など素材や技法毎に分かれて学ぶのではなく、「総合科目」である「現代芸術論」「現代芸術演習」において全体を横断的に学ぶとともに、「導入科目」「美術理論・美術史科目」「専門基礎科目」で必要とする科目を幅広く学ぶ。

併せて、1・2年次を中心に、「教養科目」「キャリア教育科目」により、グローバルな視野や多元的な視点で物事をとらえるための基礎や、社会人・職業人として求められるスキル・素養等を学ぶ。

(4) 1・2年次に素材・技法を総合的に学び、学生自らの様々な可能性を模索しながら、学びたい分野や進むべき方向性の絞り込みを行ったうえで、自らの適性に合った「専攻」を選択する。

(ウ) 3・4年次に各専攻に所属し、それぞれの「専門専攻科目」においてより高度な知識や技術を身に付けながら、4年次後期に4年間の学習成果の集大成として「卒業研究」を行う。

- (I) このほか、中学校・高等学校教諭免許状や学芸員資格の取得を希望する学生は、各年次において、「教職課程科目」「博物館学芸員課程科目」も選択する。

(4) 教員組織

専任教員の体制については、カリキュラムの実施に必要な、教授、准教授、講師、助教とし、専任教員以外の教員については、カリキュラム編成上の必要性、4年制大学としての魅力発信の観点、大学の知名度の向上など、それぞれの目的に応じて職を設置し、必要に応じて採用することとする。

4 他大学や民間企業との連携

大学の設立にあたっては、「若者が集い、行きかうまち秋田」を築く観点から、秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学などの秋田市内の各大学との協力連携により、既存の枠組みにとらわれることなく、単位互換や共同授業、共同研究などにより、研究活動、教育内容の充実を図る仕組み作りを行う。

また、「社会貢献センター」の支援機能を活用し、多種多様な企業や行政との共同研究や共同開発を行う「産学官連携事業」や、大学から企業へのインターンシップ派遣、芸術作品の貸与などを行う「地域連携事業」などの事業を行うことで、社会貢献活動を実効性のあるものとする。

5 入試制度および就職

(1) 入学者の選抜方法

入学者選抜については、専攻制度を最大限に活用する意味でも総合入試を導入し、入学後に各専攻を選択させる。また、地元の学生を対象とした推薦入学、美短卒業生などを対象とした編入学制度を設けるほか、外国人留学生を受け入れる入試制度等も検討する。

ア アドミッションポリシーについて

- (ア) 芸術の未知の領域に強い関心を持つ人
- (イ) 自ら問題を発見し、積極的に学ぶ意欲のある人
- (ウ) 芸術分野で自立する意欲のある人
- (エ) 芸術を通して、地域社会の発展に貢献する意欲のある人

イ 総合入試の導入について

入試形態としては、学科全体で募集する総合入試とするが、その目的は、以下に掲げるとおりである。

- (ア) 初年次教育における共通教育の充実
- (イ) 学問分野の細分化による弊害の回避と、その融合化への対応
- (ウ) 学生の未成熟な「専攻」選択によるミスマッチの解消

ウ 総合入試に伴う専攻選択の支援について

総合入試の導入に伴い、3年次における学生の専攻選択を円滑に進めるアカデミック・サポート体制を以下のとおり構築する。

(7) アカデミック・サポート担当の教員（アドバイザー）を配置する。

(1) アカデミック・アドバイザーは、各専攻教員の兼任とする。

(2) 就職

学生の就職への十分な支援体制はもとより、在学中のキャリア教育・職業教育が必須であると考えます。特に就職においては、専門職的な知識・技能のみならず一般職的な知識・技能も必要とされる場合が多いことから、情報リテラシー（ワープロソフトや表計算ソフトの操作技術や表現技術等）など一般職的なカリキュラムの充実を図る。

ア キャリア教育・職業教育の方針

従来の美術大学は、専門職養成（芸術家やデザイナー）にのみ特化して教育を行ってきた。しかし近年、4年制大学への進学志向の高まりや志願者全入時代を間近に控えて、美術に特化した専門職業以外の、いわゆる一般職（公務員や一般企業の社員）への就職希望者も増えてきている。このような多様な学生の期待にも沿うように、これまでの専門家養成に加えて、大学で身に付けた芸術やデザインに関する技能を、一般職の職場においてもいかしていく学生をも視野に入れた就職支援を行う必要がある。

秋田公立美術大学の卒業生が専門職と一般職とを問わず社会進出することで、芸術文化を牽引する役割を担い、さらに産業の多様な展開をも可能にし、地域経済の発展に貢献することが重要である。

イ 支援体制

就職支援の充実のために、専門のスタッフを配置し、新たな就職先の開拓を行いつつ、以下の取り組みを行う。

(7) 学内外の連携支援体制の構築

「キャリア教育・職業教育」を進めるにあたって、就職関連・教務関連・学生生活関連の学内委員会や学生相談室（カウンセラー）などがプロジェクト体制を構築し、学内で連携を図りながら進める。また、市内の各種企業で構成する就職連絡協議会と連携し、産学官連携授業を組み込んだ教育カリキュラムの実践やインターンシップによって、社会人としての資質の向上や仕事に対する理解を深める。

(イ) 学生や社会の動きに対応した支援体制

就職ガイダンスには自己啓発や就職活動に関するノウハウの提供、卒業生の経験談、複合業種のパネルディスカッション、起業家による講演会など多種多様なプログラムを組む。また、3年次からの就職活動に照準を合わせ、個別面談を組み込みながら学生の希望や個性に応じて、就職個別相談や就職情報検索室の活用、さらには就職ブログなどの活用によって迅速かつ効果的な支援を行う。

(ウ) 一般職希望者への支援

大学で学んだ美術に関する思考法や技術を、それに関連する専門職以外の一般職においていかす道を歩む学生のために、現代における情報リテラシーの強化や文章表現、あるいは一般常識を確実なものとするための講座の開設などを積極的に進める。

6 キャンパスの整備方針

大学のキャンパスは、基本的に、秋田公立美術工芸短期大学の校地、施設・設備を活用することとし、大学の管理運営やカリキュラムに応じて既存施設の一部を改修するとともに、新たに必要となる施設・設備を、現短期大学校地内での増築等により整備する。また、地域に開かれた大学としての役割とにぎわい創出への貢献を考慮し、社会貢献センターの機能や共同キャンパスといった大学に関連する施設を秋田駅前等中心市街地へ設けることについて検討する。

7 大学の名称と開学の時期

- (1) 大学の名称については、本来、「美術」という言葉が「工芸」を含む意味を持っているため、シンプルに学問領域を表す「秋田公立美術大学」とする。
- (2) 開学時期については、美術系大学への進学を希望する高校生からのニーズなどを考慮し、可能な限り早期の平成25年4月の開学を目指すものとする。

8 公立大学法人化の必要性とその方向性

(1) 公立大学法人化の必要性について

公立大学法人化は、公立大学がより自立的な環境の下で、民間的経営手法の導入などにより、魅力ある大学づくりを推進するとともに、公立大学法人化という組織自体の改革を通し、大学自身が行政への依存から脱却し、自主自律の精神で主体的に運営を行い、ひいては大学の教育、研究および地域貢献をより活性化するための制度である。

今回、秋田公立美術工芸短期大学の4年制大学化を検討するにあたり、特に個性が必要とされる美術系大学として、4年制大学化の目的を自立的かつ確実に実現し

ていくためには、大学運営の自由度が高まり、どのような大学とするのかを自己責任において計画・実行し、かつ外部に発信していくための「公立大学法人化」は必要である。

また、この法人化により、優れた教育や特色のある研究により積極的に取り組むこと、地域社会での知的・文化的拠点となること、産学官連携の推進などにより地域のさらなる発展の契機となること、効率的で透明性の高い大学運営を図る。

(2) 公立大学法人化の方向性について

ア 4年制大学化の目的実現のための制度として

秋田公立美術大学が、少子化・大学全入時代という厳しい時代に生き残るため、また4年制大学化を契機に新しい大学としての個性ある教育体制、研究活動および就職のサポートが展開されることを前提に、その体制を支える制度自体が大学の自立性を高め、機動性ある意思決定が可能なものとなる必要がある。

4年制大学化の趣旨・理念・方針を確実に実施し、学生にとって魅力的な個性あふれる大学として、計画に沿った透明性のある大学運営を進めるための公立大学法人化が必要である。

(7) 個性と魅力あふれる美術系大学であり続けるため、大学の裁量権を拡大しながら、外部のチェック体制を確保し、4年制大学化の趣旨等の確実な実現を図る。

(イ) 弾力的な予算執行や人事管理による効率的な大学運営を図る。

(ロ) 権限を集中することにより、機動性のある意思決定を図る。

(ハ) 中期目標および中期計画に沿った計画的な大学運営を図る。

(ニ) 地域に根ざした大学を目指し、他大学・企業・公共団体との連携の推進、社会貢献の推進、知的財産の有効活用を図る。

イ 大学の効率的・効果的な運営の推進

公立大学法人として、大学の従来管理運営組織のあり方の見直しと教職員の意識改革などにより大学の活性化を促し、「競争に打ち勝つことのできる特色ある大学」としての基盤を確立するために、時代の変化に迅速かつ効率的に対応できる機動性と柔軟性に富んだ大学の管理運営に向けての組織改革を実現することが必要であり、そのためには、下記の(ア)～(ケ)について積極的に展開できる公立大学法人化が有効である。

ただし、法人化により理事会など運営主体に権限が集中することから、設置者である本市との連携の確保や教職員から意見を吸い上げる体制の構築も併せて必

要となる。

- (7) 自主・自律的な判断に基づく、弾力的な予算執行や人事管理による効率的な大学運営を図る。

- (イ) 機動性がありスピーディーな意思決定を図るとともに、設置者との連携や学内において教職員から意見を吸い上げる体制を構築する。

- (ウ) 中期目標および中期計画に沿った計画的な大学運営を図りつつ、時代の変化に対応できる柔軟性を実現する。

- (エ) 外部評価の実施、中期目標や財務諸表等の公表により、透明性の高い大学運営を図る。

- (オ) 産学官連携による受託研究、冠講座および寄付金など、外部資金の導入を図る。

- (カ) 教育研究活動の活性化や機動的な大学運営を図るため、法人化のメリットを最大限に生かし、教員の任期制、年俸制、裁量労働制や、兼職・兼業の弾力化、新たな人事考課制度・評価制度など、各種人事制度の導入を検討する。

- (キ) 大学独自の奨学金制度の導入について検討する。

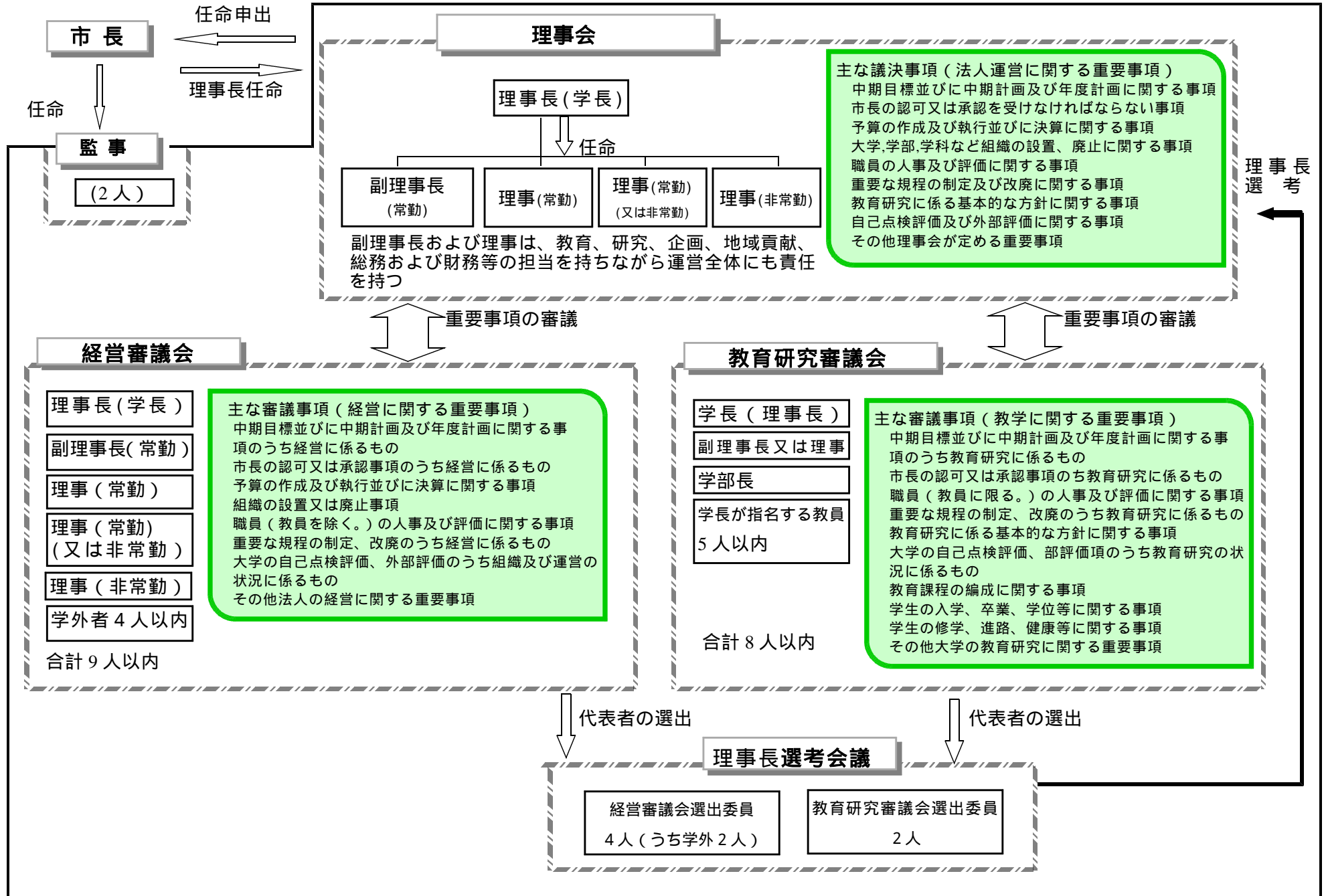
- (ク) 法人経営や教育研究等を効果的・効率的に推進するため、専門的な知識・能力を備えた事務職員の採用・育成や、定型的な業務の外部委託、人材派遣の活用等を検討する。

- (ケ) 組織の合理化に努めるとともに、充実した大学運営を図るため、情報の市民への開示および外部評価のシステムを築く。

ウ 法人化の時期について

以上のことから、平成25年4月の4年制大学化と同時に「公立大学法人化」を図る。

公立大学法人秋田公立美術大学組織図（案）



公立大学法人秋田公立美術大学定款（概要）

1 目的

この公立大学法人は、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。

2 名称 公立大学法人秋田公立美術大学

3 役員 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内および監事 2 人

- (1) 理事長（学長） 理事長選考会議の申出に基づき市長が任命
（任期：2年以上6年以内で規程により定める）
副理事長および理事 理事長が任命（任期 6年以内で理事長が定める）
監事 市長が任命（任期、2年）
* 理事長選考会議 経営審議会を構成する副理事長又は理事から 2人
経営審議会を構成する学外者から理事長が指名 1人
教育研究評議会を構成する者から選出 3人

4 理事会（法人の重要事項を審議）

- (1) 構成 理事長、副理事長および理事
（監事は、理事会において意見を述べることができる）
(2) 審議事項
中期目標への意見ならびに中期計画および年度計画に関する事項
地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
職員の人事および評価に関する事項
重要な規程の制定および改廃に関する事項
教育研究に係る基本的な方針に関する事項
大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項
その他理事会が定める重要事項

5 経営審議会（経営に関する重要事項を審議）

- (1) 構成 理事長、副理事長、理事および学外者 3 人以内
(2) 審議事項 法人の経営に関する重要事項
中期目標への意見、中期計画および年度計画のうち経営に係るもの
地独法による市長の認可又は承認事項のうち経営に係るもの
予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
組織の設置又は廃止に関する事項
職員（教員を除く。）の人事および評価に関する事項
重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち経営に係るもの
自己点検評価および外部評価事項のうち組織および運営の状況に係るもの
その他法人の経営に関する重要事項

6 教育研究審議会（教育研究に関する重要事項を審議）

- (1) 構成 学長、学長が指名する副理事長又は理事、学部長、
学長が指名する 5 人以内の教員

(2) 審議事項 大学の教育研究に関する事項

中期目標への意見、中期計画および年度計画のうち教育研究に係るもの
地独法による市長の認可又は承認事項のうち教育研究に係るもの
教員の人事および評価に関する事項
重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち教育研究に係るもの
教育研究に係る基本的な方針に関する事項
自己点検評価および外部評価に関する事項のうち教育研究の状況に係るもの
教育課程の編成に関する事項
学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
学生の円滑な修学、進路選択および心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
その他大学の教育研究に関する重要事項

7 法人の業務

大学を設置し、これを運営すること。
学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
大学における教育研究成果の普及および活用を通じ、地域社会に貢献すること。
前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

8 資本金

秋田市が出資（現に秋田公立美術工芸短大学の用に供している土地・建物等を基本とする）。

9 附則

(1) 法人による秋田公立美術工芸短期大学の設置

- ・短期大学生が在学しなくなった日に廃止。
- ・法人の理事長は、短期大学の学長となる。
- ・短期大学の理事長選考会議（短期大学選考会議）を置く。
- ・短期大学に短期大学教育研究審議会を置く

(2) 短期大学存続期間中の理事長の任命に係る法人の申し出について

- ・大学の理事長選考会議および短期大学選考会議の選考に基づき申し出を行う。
- ・両選考会議の結果が一致しない場合は各専攻会議の代表者で構成する「代表者会議」の選考に基づき申し出を行う。

(3) 最初の学長の任命および任期について

- ・他の規定にかかわらず、市長が任命し、その任期は 年とする。

公立大学法人秋田公立美術大学定款（概要）

1 名称 公立大学法人秋田公立美術大学

2 役員 理事長1人、副理事長1人、理事3人以内および監事2人

(1) 理事長（学長） 選考会議の申出に基づき市長が任命

* 理事長選考会議	経営審議会の副理事長又は理事から選出	2人
	法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名	1人
	教育研究評議会から選出	3人

3 役員会

(1) 構成 理事長、副理事長および理事

(2) 審議事項

- ・中期目標についての意見、中期計画および年度計画
- ・予算の作成および執行ならびに決算
- ・大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止
- ・職員の人事および評価、大学への自己点検評価および外部評価
- ・重要な規程の制定および改廃、教育研究に係る基本的な方針
- ・重要な組織の設置又は廃止、その他の重要事項

4 経営審議会

(1) 構成 理事長、副理事長、理事および学外有識者3人以内

(2) 審議事項 法人の経営に関する重要事項

- ・中期目標についての意見、中期計画および年度計画のうち経営に係るもの
- ・予算の作成および執行ならびに決算
- ・大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止のうち経営に係るもの
- ・職員（教員以外）の人事および評価
- ・重要な規程の制定および改廃のうち経営に係るもの
- ・自己点検評価および外部評価のうち組織および運営の状況に係るもの

5 教育研究審議会

(1) 構成 学長、学長が指名する副理事長又は理事、学部長、
学長が指名する教員5人以内

(2) 審議事項 大学の教育研究に関する事項

- ・中期目標についての意見、中期計画および年度計画のうち教育研究に係るもの
- ・大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止のうち教育研究に係るもの。
- ・教員の人事および評価。
- ・教育研究に係る基本的な方針
- ・重要な規程の制定および改廃のうち教育研究に係るもの
- ・自己点検評価および外部評価のうち教育研究に係るもの
- ・学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
- ・学生の円滑な修学、進路選択および心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

6 法人の業務

- ・大学の設置・運営。学生への援助。法人以外の者と連携した教育研究活動
- ・学生以外の者に対する学習の機会の提供、教育研究の成果の普及・活用の促進
- ・その他付帯する業務

7 資本金

秋田公立美術工芸短大学で使用している土地・建物(新屋図書館使用地は除く)

8 最初の理事長の任命

市長が任命する。

9 最初の学長の任期

市長が定款で定める

議案第120号

公立大学法人秋田公立美術大学定款を設定する件

次のとおり公立大学法人秋田公立美術大学定款を設定することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により議会の議決を求める。

平成24年9月6日提出

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学定款

目次

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 役員および理事会

第1節 役員（第8条 第12条）

第2節 理事会（第13条 第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条・第18条）

第2節 教育研究審議会（第19条・第20条）

第4章 業務の範囲およびその執行（第21条・第22条）

第5章 資本金等（第23条・第24条）

第6章 委任（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、秋田市新屋大川町12番3号に秋田公立美術大学を設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、秋田市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を秋田市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告)

第7条 法人の公告は、秋田市役所、市民サービスセンター、地域センターおよび連絡所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員および理事会

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内および監事2人を置く。

(職務および権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する理事会の議を経るものとする。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、理事長および副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長および副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長および副理事長が欠

員るときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は秋田市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、市長が任命する。

2 理事長は、法人が設置する大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、第17条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうち副理事長又は理事の職にある者の中から選出された者2人および法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する者の中から選出された者2人ならびに第19条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者の中から選出された者2人の委員をもって構成する。

5 現に学長である理事長は、理事長選考会議の委員となることができない。

6 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 議長は、理事長選考会議を主宰する。

8 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（理事長以外の役員の任命）

第11条 副理事長および理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

（任期）

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程により定める。

2 副理事長又は理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、2年とする。

4 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置および構成)

第13条 法人の重要事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長および理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、副理事長又は理事から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 中期目標について市長に申し述べる意見ならびに中期計画および年度計画に関する事項
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事および評価に関する事項
- (6) 重要な規程の制定および改廃に関する事項
- (7) 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- (8) 大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項
- (9) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置および構成等)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) 法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する4人以内の者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第14条第1項および第15条第1項から第3項までの規定は、経営審議会について準用する。

(審議事項)

第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に申し述べる意見ならびに中期計画および年度計画に関する事項のうち経営に係るもの

(2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの

(3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 職員(教員を除く。)の人事および評価に関する事項

(6) 重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち経営に係るもの

(7) 大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項のうち組織および運営の状況に係るもの

(8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置および構成等)

第19条 法人が設置する大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する副理事長又は理事
- (3) 学部長
- (4) 学長が指名する5人以内の教員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員としての任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第14条第1項および第15条第1項から第3項までの規定は、教育研究審議会について準用する。この場合において、第14条第1項および第15条第1項中「理事長」とあるのは、「学長」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第20条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に申し述べる意見ならびに中期計画および年度計画に関する事項のうち教育研究に係るもの
- (2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に係るもの
- (3) 職員(教員に限る。)の人事および評価に関する事項
- (4) 重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち教育研究に係るもの
- (5) 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- (6) 大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項のうち教育研究の状況に係るもの
- (7) 教育課程の編成に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
- (9) 学生の円滑な修学、進路選択および心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲およびその執行

(業務の範囲)

第21条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究成果の普及および活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第22条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第23条 法人の資本金は、秋田市が出資し、当該資本金の額は、別表第1および別表第2に掲げる資産について出資の日における時価を基準として秋田市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第24条 法人は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を秋田市に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第25条 この定款および業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(短期大学の設置等)

2 法人は、第3条に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において秋田公立美術工芸短期大学条例（平成6年秋田市条例第25号）第1条に規定する秋田公立美術工芸短期大学に在学する者が当該大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができることとするため、秋田市新屋大川町12番3号に秋田公立美術工芸短期大学（以下「短期大学」という。）を設置する。

3 短期大学は、前項に規定する者が当該大学に在学しなくなる日に廃止するものとする。

4 理事長は、短期大学の学長となるものとする。

(短期大学理事長選考会議および代表者会議)

5 第10条第3項に規定するもののほか、法人に短期大学の理事長選考会議（以下「短期大学理事長選考会議」という。）を置く。

6 附則第3項の規定により短期大学が廃止されるまでの間（以下「短期大学存続期間」という。）において、理事長の任命に係る法人の申出は、第10条第3項の規定にかかわらず、理事長選考会議および短期大学理事長選考会議の選考に基づき行う。この場合において、これらの理事長選考会議の選考の結果が一致しないときは、当該申出は、各理事長選考会議の代表者で構成する会議（以下「代表者会議」という。）の選考に基づき行う。

7 代表者会議は、第10条第4項に規定する理事長選考会議を構成する者の中から当該理事長選考会議において選出された者2人および短期大学理事長選考会議を構成する者の中から当該短期大学理事長選考会議において選出された者1人の委員をもって構成する。

(準用規定等)

8 第10条第4項から第8項までの規定は、短期大学理事長選考会議について準用する。この場合において、同条第4項中「2人および」とあるのは「1人および」と、「第19条第1項に規定する教育研究審議会」と

あるのは「附則第11項に規定する短期大学教育研究審議会」と、「2人の」とあるのは「1人の」と読み替えるものとする。

9 第10条第5項から第8項までの規定は、代表者会議について準用する。

10 短期大学存続期間において、学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議および短期大学理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。この場合において、これらの理事長選考会議の議の結果が一致しないときは、当該任期は、代表者会議の議を経て、法人の規程で定める。
(短期大学教育研究審議会)

11 第19条第1項に規定するもののほか、短期大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に短期大学教育研究審議会を置く。

12 第19条(第1項を除く。)および第20条の規定は、前項に規定する短期大学教育研究審議会について準用する。この場合において、第19条第2項第3号中「学部長」とあるのは、「学科長」と読み替えるものとする。

(法人設立後最初の理事長の任命等に関する特例)

13 法人設立後最初の理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

14 前項に規定する理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、2年とする。

別表第1(第23条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積(㎡)
土地	秋田市新屋大川町51番4	宅地	3,062.00
	秋田市新屋大川町54番2		924.11
	秋田市新屋大川町55番2		376.63
	秋田市新屋大川町84番1		13,369.19
	秋田市新屋大川町84番4		221.48
	秋田市新屋大川町84番5		1,650.06

	秋田市新屋大川町84番 6		4,703.30
	秋田市新屋大川町134番 5		8,551.50
	秋田市新屋大川町134番 6		13,189.33
	秋田市新屋大川町134番 8		601.66
	秋田市新屋大川町134番 9		409.70

別表第 2 (第23条関係)

資産の種別	名 称	所 在 地	構 造	延床面積 (m ²)
建物	校舎 (講義棟、 研究棟、管理 棟、シンボルタ ワーおよび附 属図書館)	秋田市新屋大川 町84番地 1、84 番地 4、134番地 5、134番地 6	鉄筋コンクリー ト造 5 階建	10,089.14
	厚生棟	秋田市新屋大川 町84番地 1	鉄筋コンクリー ト造 2 階建	849.84
	実習棟 A	秋田市新屋大川 町84番地 1	木造 2 階建	866.61
	実習棟 B	秋田市新屋大川 町84番地 1	木造平屋建	661.15
	実習棟 C	秋田市新屋大川 町84番地 1	木造平屋建	661.15
	ごみ置場	秋田市新屋大川 町84番地 1	鉄筋コンクリー ト造平屋建	19.65
	コンプレッサー 庫	秋田市新屋大川 町84番地 1	コンクリートブ ロック造平屋建	23.70
	プロパン庫	秋田市新屋大川 町84番地 1	コンクリートブ ロック造平屋建	23.70
	車庫	秋田市新屋大川 町84番地 4	鉄筋コンクリー ト造平屋建	46.60

校舎（工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟）	秋田市新屋大川町84番地6	木造2階建	2,138.81
体育館	秋田市新屋大川町134番地5	鉄筋コンクリート造平屋建	1,099.15

提案理由

公立大学法人秋田公立美術大学の定款を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。

秋田公立美術大学 法人化基本方針

公立大学法人化の必要性とその方向性

平成25年4月の開学を目指す、秋田公立美術大学の法人化に関する基本的な考え方については、秋田公立美術大学設置基本構想を踏まえつつ次のとおりとする。

1 公立大学法人化の必要性

新大学が、少子化・大学全入時代という厳しい時代に勝ち抜き、また、特に個性が必要とされる美術系大学として、4年制大学化の目的を自律的かつ確実に実現していくためには、大学運営の主体性が高まり、どのような大学とするかを自己責任において立案・実行し、かつ外部に発信していく「公立大学法人化」への移行が必要である。

2 公立大学法人化の方向性

公立大学法人として、大学の従来の管理運営組織のあり方の見直しと教職員の意識改革などにより大学の活性化を促し、「独自性を発揮した特色ある大学」としての基盤を確立するために、以下のような公立大学法人制度の設計を行う。

自主・自律的な大学運営

教育研究活動の活性化が図れる大学運営

機動性のある意思決定が図れる大学運営

権限と責任が明確化された大学運営

まちづくりに貢献し、地域とともにある大学運営

効率的かつ透明性の高い大学運営

中期目標、中期計画に沿った計画的な大学運営

組織運営

1 法人の設立および名称

(1) 公立大学法人の設立団体は、秋田市とする。

(2) 市が設立する公立大学法人の名称は「公立大学法人秋田公立美術大学」(以下「法人」という。)とする。

(3) 法人の設立時期は、平成25年4月とする。

(4) 法人の設立に向け、市は、市議会における法人の定款や関係条例等の議決、秋田県への設立認可申請等の準備を進める。

2 法人が設置および管理する大学

(1) 法人が設置および管理する大学は「秋田公立美術大学」(以下「大学」とい

う。)とする。

(2)「秋田公立美術工芸短期大学」(以下「短期大学」という。)の運営管理については、経過措置として法人が行う。

3 法人の役員

(1)理事長は、法人が設置する大学及び短期大学の学長となる。

(2)役員として理事長以外に、副理事長、理事、監事を置くこととし、役員の数、任期、職務、権限等については定款に定める。

4 理事会

(1)法人として適正な執行体制を確立するため、理事長、副理事長、理事で構成する「理事会」を設置する。

(2)理事長は、法人の運営に係る重要事項を決定する場合は「理事会」の議を経ることとし、審議内容については定款に定める。

《 想定される審議内容 》

中期目標について市長に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項

地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

職員の人事及び評価に関する事項

重要な規程の制定及び改廃に関する事項

教育研究に係る基本的な方針に関する事項

大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項

その他理事会が定める重要事項

5 経営審議機関

(1)法人の経営に関する重要事項を審議するため、「経営審議会」を設置する。委員構成は、役員及び学外者の参画も視野に入れたものとする。

(2)委員の数、任期および審議事項については定款に定める。

《 想定される審議内容 》

中期目標について市長に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち経営に係るもの

地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの

予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

職員（教員を除く。）の人事及び評価に関する事項
重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち経営に係るもの
大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項のうち組織及び運営の状況に係るもの
その他法人の経営に関する重要事項

6 教育研究審議機関

- (1) 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、「教育研究審議会」を設置する。また、短期大学の教育研究に関する重要事項を審議するため「短期大学教育研究審議会」を設置する。
- (2) 委員の人数、任期および審議事項については定款に定める。

《 想定される審議内容 》

中期目標について市長に申し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に係るもの
地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に係るもの
職員（教員に限る。）の人事及び評価に関する事項
重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち教育研究に係るもの
教育研究に係る基本的な方針に関する事項
大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項のうち教育研究の状況に係るもの
教育課程の編成に関する事項
学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
学生の円滑な修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
その他大学の教育研究に関する重要事項

7 教授会

- (1) 学校教育法の規定に基づき設置される「教授会」の構成や、審議事項については教授会規程に定める。また、短期大学の「教授会」についても短期大学教授会規程に定める。

《 想定される審議内容 》

教育課程の編成に関すること
学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業その他在籍に関すること

学生の厚生補導に関すること

学生の賞罰に関すること

学位の授与に関すること

前各号に掲げるもののほか、教育研究に関し学長が必要と認める重要事項

8 理事長選考機関

- (1) 理事長を選考する機関として理事長選考会議および短期大学理事長選考会議を置く。
- (2) 具体的な選考方法等については規程に定める。
- (3) 理事長選考会議は、経営審議会及び教育研究審議会から、また、短期大学理事長選考会議は、経営審議会及び短期大学教育研究審議会からそれぞれ同数選出された者で構成されることを基本とする。
- (4) 理事長選考会議、短期大学理事長選考会議で選考された理事長が異なる場合は、それぞれの代表からなる代表者会議で協議する。
- (5) 法人成立後の最初の理事長については、定款で定めるところにより市長が任命する。

9 法人の業務内容等

法人の業務は、大学（短期大学を含む）の設置・管理を行うこと及びこれに附帯する業務とされているが、業務の執行に関する必要な事項については、定款及び業務方法書等における位置付けや記載方法も含めた検討を行う。

《 想定される業務内容 》

大学を設置し、これを運営すること。

学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他この法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。

公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

目標・評価

1 中期目標

- (1) 中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、市長が、法人の意見に配慮の上、市の附属機関として設置する「秋田市公立大学法人評価委員会(仮称)」(以下「評価委員会」という。)の意見を聴き、

議会の議決を経て定める。

(2) 目標を定めた後は、市長がこれを法人に指示するとともに公表する。またこれを変更しようとするときも同様とする。

(3) 中期目標は、次の点に留意して定める。

- ・大学の基本理念を根本とし、大学の特性に配慮した内容とする。
- ・重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき方向性を示す内容とする。
- ・法人が作成する中期計画及び年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。

(4) 中期目標の基本的な記載項目(法定項目)は次のとおり。

中期目標の期間(6年間)
教育研究等の質の向上に関する事項
業務運営の改善及び効率化に関する事項
財務内容の改善に関する事項
教育研究、組織運営の状況についての自己点検・評価及び
当該情報の提供に関すること
その他業務運営に関する重要事項

2 中期計画

(1) 中期計画は、市長が定めた中期目標に基づき、可能な限り具体性を備えた計画として法人が作成し、市長が評価委員会の意見を聴いて認可する。認可後、法人は当該計画を公表する。また、これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 中期計画は、次の点に留意して定める。

- ・中期目標に沿い、全学として取り組む内容を具体的に盛り込むこととし、内容等について検討を行う。
- ・計画が数値化できるものについては、可能な限り達成時期や達成水準の数値を盛り込む。
- ・計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

(3) 中期計画の基本的な記載項目(法定項目)は次のとおり。

教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営改善等に関する目標達成のための措置
予算、収支計画及び資金計画
短期借入金の限度額
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、
その計画

剰余金の使途

その他設立団体の規則で定める運営に関する事項

3 年度計画

- (1) 年度計画は、中期計画に基づき、年度ごとに実施すべき計画として法人が作成し、市長に届け出るとともに公表する。また、これを変更したときも同様とする。
- (2) 年度計画は、次の点に留意して定める。
 - ・中期計画に掲げる内容が、当該年度で着実かつ効率的に行われるものとする。
 - ・計画が数値化できるものについては、可能な限り達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
 - ・計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

4 評価委員会

- (1) 評価委員会については、法人の業務実績に関する評価等を行うための市の附属機関として、平成24年度中に設置する。
- (2) 評価委員会は、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要性から、大学に関する高い見識を有する者を含めた外部有識者で構成することとする。
- (3) 評価委員会の委員数、任期、選任方法等については条例で定める。

5 評価制度

- (1) 評価委員会の評価は、学校教育法の規定に基づく大学の自己点検、自己評価認証評価機関の評価を踏まえることとされており、これに配慮した評価制度となるよう検討を行う。
- (2) 評価結果は、次期中期目標・中期計画及び年度計画の策定、運営費交付金等に適切に反映する必要があることから、その仕組みについて検討を行う。

財務・予算

1 会計制度

- (1) 会計制度は、法人化により「企業会計原則」を基本とする「地方独立行政法人会計基準」に基づく制度に移行する。
- (2) 制度移行に伴い、市から資金交付を受ける法人として、市民に対する説明責任を果たす必要があることから、会計規程の整備に併せ、財務諸表の公表など、法人の財務状況や運営状況を明らかにできる制度となるようにする。
- (3) 法人化後に新たな会計基準が適用されることになるが、それに伴う財務会計システムの構築に当たっては、官庁会計から企業会計への移行が円滑に行えるよう配

慮するほか、法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるような仕様とする。

2 財産的基礎

- (1) 市は、法人の設立団体として、法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資する。
- (2) 出資すべき財産は、現に秋田公立美術工芸短期大学の用に供している土地及び建物を基本とする。なお、24年度中に新たに整備する施設については、25年度は無償貸与とし、26年度に財産として出資する。

3 運営費交付金

- (1) 市は、法人に対して、法人独自の方針に沿った財務運営を可能とするため必要な運営費交付金を交付する。
- (2) 運営費交付金の算定については、法人の中期計画や評価機関等の評価結果を適切に反映できるような算定のルール化を図るものとする。
- (3) 法人化後における施設整備や大規模修繕等にかかる出資、交付金などの財源措置のあり方について検討する。

4 自主財源

- (1) 授業料などの法人が徴収する料金については、その上限について議会の議決を経て市が認可する。
- (2) この上限の設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。
- (3) 各種補助金、産学官連携による受託研究、冠講座、寄付金など外部資金の積極的な獲得に努める。
- (4) 外部資金については、経常的な収入と区分して資金管理できるような仕組みづくりについて検討を行う。

5 利益の処分

中期計画期間中の経営努力によって生じた利益については、市長の承認を得て、当該中期計画に定めた用途に充当することを基本とする。

6 資金・資産の管理運用等

- (1) 財務諸表等に基づき、的確に収支状況を把握し、計画的で適切な資金・資産の管理運用方法について検討を行う。
- (2) 短期借入金の限度額や重要な財産の処分について、そのあり方や範囲の検討を行う。

人事・労務

1 人事制度

- (1) 職員の身分は非公務員とする。
- (2) 法人に身分を移行する職員の範囲については、法の規定に従い、条例で定める。
- (3) 職員の身分の移行に当たっては、移行する職員に不利益が生じないように、退職手当の支給に係る在職期間の通算や就業規則に基づく身分保障など、必要な事項を適切に措置する。

2 教員の人事・評価

- (1) 教員については、法人成立の日の前日までに退職する者を除き、法人成立の日において在職する全員を法人の教員とする。
- (2) 教員の採用については、中期目標や中期計画等を踏まえた考え方を基本とし、優れた人材を幅広く募集するため公募制を原則とする。
- (3) 大学の教育研究の活性化を図る観点から、任期制とする。
- (4) 教員の評価制度については評価結果を給与等に反映させる仕組みの確立を図る。

3 事務職員の人事・評価

- (1) 法人化後は、法人独自の事務職員の採用を行うこととするが、法人への業務移行を円滑に行う観点から、当分の間は、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」等に基づき、市から法人に対して事務職員の派遣を行う。
なお、法人独自の事務職員の採用時期、職種、全体に占める割合等については検討を行う。
- (2) 事務職員の評価制度については、公立大学法人等の導入事例を参考としながら、検討を行う。
- (3) 事務職員の研修制度については、事務職員の資質向上を図るため、職務の特性を考慮した国や県等の研修制度の活用や大学事務に関する法人独自の研修制度の導入等について、検討を行う。

4 報酬・給与

- (1) 役員報酬や職員給与等については、市職員の給与、他団体の役員報酬、法人の業務実績等を考慮した適正な水準とし、それに合わせた給与体系等とする。
- (2) 役員報酬や職員給与等の支給に当たっては、業績や勤務成績が適切に反映される給与システムについて、検討を行う。

5 服務・勤務時間

- (1) 役職員の服務については、公的な性格を踏まえた適切な業務運営を確保する観点から、倫理規程や守秘義務など適正な服務規律を定める。
- (2) 教員の教育研究成果等を地域社会等に還元することは、社会的要請に合致するものである。このため、法人化により職員の身分が非公務員となるメリットを生か

し、教員が産学官連携や地域社会等への貢献など学外活動をさらに推進できるようにする。

(3) 学外活動の推進に当たっては、教育研究など本来業務への支障や利益相反等が生じないように、適正なルールを定める。

(4) 教員の職務の特性を踏まえた多様な勤務形態を可能とするため、裁量労働制やフレックスタイム制の導入の可否について、検討を行う。

6 福利厚生・研修

職員については、地方公務員等共済組合法及び地方公務員災害補償法が適用されるため、法律が適用となる制度は従前と変わらないものの、法定外の制度（職員共済制度など）も含めて、その取扱いについて、検討を行う。

7 人事管理

法人化後の職員については、市の定員管理から外れることになるが、法人が自律的な管理を行うに当たっては、中期目標及び中期計画に則って法人独自の人員についての管理計画を策定するなど、適切な管理に努める。